

Monthly Report

2017年8月号

後席シートベルト

2017年6月、愛知県新城市の東名高速で発生した乗用車と観光バスの衝突事故は、シートベルトが惨事を防いだ事例として話題になっています。この事故では乗用車が中央分離帯を飛び越えてバスの前面上部に激突しましたが、バス側の乗客乗員47人は全員がシートベルトを着用していたことから重篤な被害を免れました。また、時を同じくして国土交通省は、自動車メーカーに対し「シートベルト非着用時の警報装置を、後部座席を含め全座席を対象とするよう」新たに義務付けました。今回は後部座席のシートベルト着用について考えてみましょう。

1. シートベルト着用義務化の歩み

- ◆1969年 新造車運転席にシートベルト設置義務
- ◆1971年 高速自動車道・自動車専用道 前席 努力義務
- ◆1987年 高速自動車道・自動車専用道 前席 着用義務
- ◆1992年 一般道 前席 着用義務 (対象道路拡大)
- ◆2008年 全道路 全席 着用義務 (対象座席拡大)

2. 着用状況

後部座席のシートベルトの着用率は極めて低いのが実情です。2016年警察庁で発表された調査データ*によると、一般道、運転席で98.5%、助手席の場合は94.9%の普及率ですが、後部座席での着用率は、一般道で36.0%、高速道路等でも71.8%にすぎません。



* 出典：警察庁、JAF合同調査 2016年 シートベルト着用率データ
<http://www.jaf.or.jp/eco-safety/safety/data/driver2016.htm>
2017/7/14閲覧



SOMPO ホールディングス
損保ジャパン日本興亜

3. 後部座席シートベルト非着用の危険

(1) 車内で全身を強打する可能性

時速60kmで進んでいる車が壁等に激突した場合、高さ14m（ビルの5～6階相当）から落ちるのと同じ衝撃を受けます。事故の衝撃で宙を舞い、直後にすさまじい力で前席や天井、ドア等にたたきつけられることになります。

(2) 車外に放り出される可能性

衝突の勢いが激しい場合等、車外に放り出されることがあります。車外に放り出されると、堅い路面に体をぶついたり、後続車両に轢かれることで、最悪の場合は命を落とすかも知れません。

(3) 前席の人が後席からの被害を受ける可能性

後部座席同乗者が「凶器」となって前方座席のドライバーや同乗者にケガや致命傷を負わせる可能性があります。後席の人がきちんとシートベルトを着用することは、前席の人の安全を確保することにも繋がります。

4. まとめ

ドライバーにはシートベルト着用管理の責任があります。

後席で着用を失念している人がいれば着用を指示し、全員が着用したことを確認してから発進しましょう。

規則だからではなく、命を守るためという意識が何より重要です。



SOMPO ホールディングス
損害保険ジャパン日本興亜株式会社

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1
ホームページ <http://www.sjnk.co.jp>

時間に余裕をもって、
「お・も・い・や・り」のある運転を！
みなさまの無事故を願っております。

エヌエスサービス（株）一同